

**広島地方最低賃金審議会**  
**第2回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨**

開催日時	令和4年8月2日(火) 9時28分～11時04分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
<b>議 事 要 旨</b>			
<p>1 広島県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から前回の専門部会審議の経過説明後、資料「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」について説明した。</li> <li>・金額改定についての意見表明              公益委員と協議を重ね、部会長から労側委員及び使側委員に対し、最低賃金の改正について、意見表明を求められた。              労側委員からは「企業の存続維持も理解できるが、良い業態の事業場が悪い業態の事業場に引っ張られてはならず、最低賃金近傍で働いている労働者の賃金を重視した上で、目安額31円+<math>\alpha</math>として、+1円で32円を主張したい。広島県は、加重平均930円を下回っており、地域格差を補うため、1円プラスとした。また、8月5日までに結審し、10月1日発効を目指したい。」との意見が表明された。              これに対し使側委員からは「コロナウイルスの感染者は増加、原材料が高騰している中で、先行きも不透明である。この状況での最低賃金の引上げは考えられないし、目安額31円は到底受け入れられない。目安小委員会の報告は、物価を重視しており、企業の賃金支払い能力は考慮していない。引上げは全体的な平均値でなく、業績が下のほうの状況を基本に考えなければならないが、中小零細企業の雇用維持や事業継続を考えても今は引き上げる時期にはなく、0円を主張したい。」との意見が表明された。              こうした意見を踏まえ、次回に審議を持ち越すこととなった。</li> </ul> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 専門部会 8月4日(木) 9時30分～          会 場 合同庁舎2号館6階 7号会議室</p>			

主な議題 広島県最低賃金の改正決定について